

## 定例記者会見 市長あいさつ・説明

令和5年5月29日 午後3時00分～  
佐久市役所 8階大会議室

報道関係の皆様には、大変お忙しい中、定例記者会見にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の記者会見は、

「令和5年佐久市議会第2回定例会」に提出する議案の概要を中心に、ご説明を申し上げます。

はじめに、今回提出する議案でございますが、  
**資料1**のとおり、条例案5件、事件案 5件、  
予算案 2件、合計 12件でございます。

時間の制約もございますので、主なものをご説明申し上げます。

最初に、条例案について申し上げます。

**資料1**の1ページをご覧ください。

議案第56号、「佐久市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、佐久市土地開発公社が令和4年12月14日付けで解散し、清算事務が完了することに関し、同公社へ職員を派遣するこ

とができる規定を削るものです。

次に2ページをご覧ください。

議案第57号、「佐久市税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、令和5年度税制改正による「地方税法等」の一部改正に伴い、軽自動車税及び個人の市民税について、所要の改正を行おうとするものです。

なお、本案につきましては、軽自動車税に関して、令和5年7月1日の道路交通法の改正に合わせて施行する必要がありますことから、議案提出日であります議会初日（6月5日）に議決をお願いするものであります。

次に3ページをご覧ください。

議案第58号、「佐久市印鑑条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、国のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、スマートフォンにマイナンバーカードの利用者証明書が搭載可能となったことに伴い、コンビニエンスストアのマルチコピー機による印鑑登録証明の申請に関する規定の整備を行おうとするものであります。

次に4ページをご覧ください。

議案第59号、「佐久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

次に5ページをご覧ください。

議案第60号、「佐久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、国の放課後児童健全育成事業実施要綱の改正により、放課後児童支援員の要件に、業務に従事してから2年以内の研修修了予定者を含める、いわゆる、みなしの規定を加える改正を行うものです。

条例案につきましては以上です。

次に事件案 の主な3件について申し上げます。

14ページをご覧ください。

議案第63号「令和5年度河川等土砂搬出場整備事業瀬戸土砂搬出場場内整備工事請負契約」につきましては、瀬戸土砂搬出場整備にあたり、場内整備工事の請負契約を締結することに

ついて、議会の議決をお願いするものです。

本工事は、災害防止のため、河川の浚渫により搬出される土砂を搬出場内に盛土するとともに、下流域の安全を図るため、雨水処理の調整池等を整備しようとするものであります。

次に18ページをご覧ください。

議案第64号、「訴訟上の和解」につきましては、令和4年佐久市議会第4回定例会において、訴えの提起について議決をいただきましたことから、令和5年3月8日に、佐久地方裁判所へ訴状を提出したところ、被告2名のうち1名が、滞納している市営住宅家賃等の支払義務を承認し、分割して前向きに支払う意思を示したことから、相手方と和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、本件につきましては、相手方のプライバシーの保護に配慮する必要がありますことから、氏名、住所を非公表とさせていただきますので、この点につきましても、ご了承くださいますようお願いいたします。

次に19ページをご覧ください。

議案第65号、「旧佐久市立青沼小学校跡地の処分」につき

ましては、旧佐久市立青沼小学校跡地を、学校法人西軽井沢学園（理事長 奥田健次 氏）に売却することについて、佐久市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年佐久市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

本件に係る土地は

▽佐久市入沢字下塚田152番1ほか30筆で、

▽地積は16,053.63平方メートル、

▽売却価格は2,075万円であります。

また、売却の主な条件としまして、土地に残存する建物を含め、現状有姿のまま売り渡すものとしているほか、用途を「学校」に指定した上で、契約後10年間は指定用途に供すること等を定めた特約を盛り込んでおります。

なお、本案につきましては、学校法人が行う県知事への私立小学校の設置許可申請の申請期限が6月末までと迫っており、申請に当たっては、校地及び校舎等があらかじめ決定している必要がありますことから、議案提出日であります議会初日（6月5日）に議決をお願いするものであります。

事件案につきましては以上です。

続きまして予算（案）について申し上げます。

27ページをご覧ください。

議案第66号、令和5年度一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に9億893万2千円を追加し、総額を491億2,036万2千円にしようとするものです。

28ページをご覧ください。

「歳入」の主なものを申し上げます。

15款 国庫支出金は、物価高騰等対策に係る「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び補助内示に伴う「デジタル田園都市国家構想交付金」などです。

16款の県支出金は、補助内示に伴う「農村地域防災減災事業補助金」及び「地域発元気づくり支援金」等、並びに県の河川堆積土砂浚渫計画変更に伴う「土砂搬出場負担金」の増額などです。

21款の諸収入は、「佐久市土地開発公社清算金」、「長野県市町村振興協会基金交付金」、「スポーツ振興くじ助成金」及び「自治総合センターコミュニティ助成事業助成金」などです。

次に29ページ「歳出」の事項別明細書の詳細は、

30ページからの「主な補正内容」により、主な事業についてご説明します。

総務費の「企画調整費」は、「佐久市いじめから子どもを守る条例」の規定によるいじめ問題再調査委員会の設置に係る経費です。

「情報化推進事業費」は、マイナポイントの申込期限が9月末に延長されたことに伴うポイント設定支援等に係る経費の増額です。

民生費の「障害者虐待防止対策支援事業費」は、障害者支援施設臼田学園における不適切事案及び改善措置を検証する第三者委員会の運営に係る経費です。

「老人福祉施設事業費」は、シルバーランドみついの排水桝の老朽化に伴う漏水により地下ピット内に流入した汚水等の処理に係る経費です。

「児童保育事業費」は、私立の保育所及び認定こども園が所有する通園バスへの置き去り防止安全装置設置に対する補助金です。

衛生費の衛生費の「母子保健指導事業費」は、国の子ども家庭庁関連事業の予算成立に伴い、低所得の妊婦に対す

る初回産科受診料の助成及び産後ケアを利用した際の利用者負担金の減免に係る経費、並びに県内で統一した収納支払事務の体制が整ったことに伴う新生児の聴覚検査費用の助成に係る経費です。

31ページをご覧ください。

農林水産業費の「担い手支援事業費」は、交付対象者の変更に伴う新規就農者育成総合対策資金の増額です。

「農業生産振興事業費」は、物価高騰の影響が続く畜産業者及び水産業者が購入する配合飼料の価格高騰分に対する補助金です。

「農業環境整備事業費」は、県補助内示に伴う横根赤岩地区に係る隧道改修計画策定経費及び農業用施設改修等に係る土地改良区等への負担金です。

商工費の「デジタルクーポン発行助成事業費」は、物価高騰等の影響を受けた地域経済の活性化を図るためのデジタルクーポン発行事業に係る補助金です。

「産業立地推進事業費」は、産業立地応援プランの補助対象事業者の増加に伴う工場等用地取得・設置事業補助金及び空き工場等活用事業補助金の増額です。



「観光宣伝事業費」は、寄附金採納に伴う佐久市×北斗の拳40周年特別企画負担金の増額です。

土木費の「河川等土砂搬出場整備事業費」は、県の河川堆積土砂浚渫計画変更に伴う土砂搬入量の増加に係る経費及び場内補償物件の確定に伴う物件等補償料の増額です。

「都市構造再編集集中支援事業費」は、基本設計の確定に伴う中込地区中央グリーンモール再整備実施設計に係る設計等委託料です。

32ページをご覧ください。

「公園管理事業費」は、市民交流ひろば複合遊具交換修繕及びその財源確保のためのクラウドファンディングに係る経費です。

教育費の「小学校遠距離通学対策事業費」は、スクールバスへの置き去り防止安全装置設置のための委託料の増額です。

「小学校及び中学校の「情報教育推進事業費」」は、国補助内示に伴う市立小・中学校に大型提示装置を設置するための経費です。

「体育総務事務費」は、スポーツ振興くじ助成金内示に伴う佐久平ハーフマラソンに係る負担金の増額です。

33ページをご覧ください。

第2表の地方債補正は、限度額の変更3件です。

次に34ページをご覧ください。

特別会計は、令和5年度障害者支援施設臼田学園特別会計の補正です。

補正内容は、昨年度の不適切事案に対する運用改善策といたしまして、利用者等の安全を確保するとともに、家族の安心を図るため、見守りカメラの設置案を4月22日開催の家族会総会で説明しましたところ、一定のご理解をいただきましたことから、速やかに設置するための経費を補正するものであります。

予算（案）の説明につきましては、以上です。

今議会に提出いたします主な議案について、ご説明申し上げます。

次に、**資料2** をご覧ください。

子どもSOS そうだんフォーム「タッチ（TOUCH）」の運用開始につきましてご説明します。

佐久市では、「いじめ」や「からかい」などで苦しんでいたり、学校生活や家庭生活で困ってつらいと感じているなど、悩みを抱えた児童生徒を早期に発見し、対面での支援や組織での対応につなげるため、GIGAスクール構想により、市(いち)立小中学校の児童生徒に一人一台整備した、タブレット端末を活用した相談フォームの運用を6月から実施いたします。

これは、タブレット端末上のアイコンを押してもらい「どんなこと」を、「誰に」、相談したいか相談フォーム上で子ども自身が選択し、送信することで、それを受けた教育委員会事務局が相談したい相手につなげ、思いを受け止めてもらうことで、子ども達が周りの人とつながる良さに気づき、自らSOSを発信していこうとする力を育もうとするものであります。

学校では、担任の先生を中心に、常日頃から子ども達の様子を見る中で、様々な悩み事への相談や対応を行っているところではありますが、周りの目が気になってなかなか先生に相談できない、あるいは、相談窓口にアクセスしたくても、そのほとんどは電話による問い合わせになっているため、自分専用の携帯電話を持っていなかったり、電話をかける勇気がでないといったお子さんもいらっしゃることから、タブレット端末という、

今や子ども達に身近となっているツールを使って、相談しやすい窓口を提供するものであります。

寄せられた悩みにつきましては、子ども達の秘密を守ることを前提に、学校や関係機関とも連携を図りながら、解決に向けて適切に対応してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。